平成29年第6回宮崎市議会(12月定例会) 提出案件一覧

1 件数

議案29件報告5件合計34件

2 内訳

- (1)議案(29件)
 - ①平成29年度補正予算案(4件) ⇒ 議案第139号~議案第142号
 - ②第五次宮崎市総合計画基本構想案(1件) ⇒ 議案第143号
 - ③一部事務組合に関する協議(3件) ⇒ 議案第144号~議案第146号
 - ④工事請負契約の締結(2件) ⇒ 議案第147号・議案第148号
 - ⑤財産の無償譲渡(2件) ⇒ 議案第149号・議案第150号
 - ⑥財産の処分(1件) ⇒ 議案第151号
 - ⑦町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更(1件) ⇒ 議案第152号
 - ⑧公の施設の指定管理者の指定(9件) ⇒ 議案第153号~議案第161号
 - ⑨和解及び損害賠償の額を定めること(1件) ⇒ 議案第162号
 - ⑩条例案(5件) ⇒ 議案第163号~議案第167号
- (2)報告(5件)
 - ①専決処分の報告(5件) ⇒ 報告第43号~報告第47号
 - 和解及び損害賠償の額を定めること(本市施設の管理瑕疵等による事故)(5件)

3 議案の概要

平成29年度補正予算案(4件)

《一般会計》

議案第139号 平成29年度宮崎市一般会計補正予算(第4号)案

【財政課(予算担当課)】

《特別会計》

議案第140号 平成29年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案

議案第141号 平成29年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案

議案第142号 平成29年度宮崎市介護保険特別会計補正予算(第2号)案

【財政課(予算担当課)】

別添「平成29年度12月補正予算案概要」のとおり

平成30年度を初年度として、平成39年度を目標年度とする本市の将来の指針と目指すべき都市像を掲げた「基本構想(案)」を策定したので、宮崎市議会の議決すべき 事件に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇基本構想の内容

〇将来の都市像

未来を創造する太陽都市「みやざき」

○まちづくりの基本姿勢

地域に愛着を持ち、新たな価値を共に創る

- 〇まちづくりの基本的な考え方
 - (1) 市域の均衡ある発展と地域の特性を生かした協働のまちづくり
 - (2) 災害に強いまちづくり
 - (3) 豊かな地域社会を築く地方創生の実現
- 〇人口ビジョン
- 〇将来の都市構造
- 〇まちづくりの基本目標

基本目標 1 良好な生活機能が確保されている都市

重点項目1-1 多様なライフスタイルに対応した「子育て支援の充実」

重点項目1-2 2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」

重点項目1-3 自然環境の保全と生活の質の向上を図る「居住環境の充実」

重点項目1-4 災害に強く、暮らしを支える「生活基盤の充実」

基本目標2 良好な地域社会が形成されている都市

重点項目2-1 地域に愛着や誇りをもつ「みやざきっ子の育成」

重点項目2-2 多様で自律性のあるコミュニティを形成する「地域力の向上」

重点項目2-3 一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる「共生社会の確立」

基本目標3 良好な就業環境が確保されている都市

重点項目3-1 地域や企業ニーズに合った「人財の育成」

重点項目3-2 若い世代の定着や生産性の向上を図る「雇用の場の創出」

基本目標4 魅力ある価値が創出されている都市

重点項目4-1 交流人口や販路の拡大を図る「ブランドカの向上」

基本目標5 地域特性に合った社会基盤が確保されている都市

重点項目5-1 コンパクト化とネットワークの形成による「都市機能の充実」

議案第144号 宮崎県自治会館管理組合の解散に関する協議について 【企画政策課】

◇提案理由

宮崎県自治会館管理組合を解散することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇解散期日

平成30年3月31日

議案第145号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分に関する協議について 【企画政策課】

◇提案理由

宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇処分内容

平成30年3月31日をもって宮崎県自治会館管理組合を解散することに伴い、同組合の財産を宮崎県市町村総合事務組合に継承するもの。

議案第146号 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加、同組合の 共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更に関する協議について 【生活安全課】

◇提案理由

平成30年3月31日をもって宮崎県自治会館管理組合が解散し、その事務及び財産を宮崎県市町村総合事務組合に継承させるため、同組合を組織する地方公共団体数の増加、同組合の共同処理する事務の変更及びそれらに伴う同組合の規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第290条の規定により、本案を提出するもの。

◇主な協議内容

- 1 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体に「日向市、串間市、西都市 及びえびの市」を追加する。
- 2 宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務に「宮崎県自治会館の設置及び管理運営に関する事務」を追加する。
- 3 上記の項目及び宮崎県自治会館管理組合の財産を宮崎県市町村総合事務組合に 継承させること等について、宮崎県市町村総合事務組合規約の変更を行う。

◇施行日

平成30年4月1日

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

(仮称) 清武地区公立公民館建設事業のうち建築主体工事

◇工事概要

1 工事内容 公民館施設の新築工事とする。

ただし、電気設備工事、空調設備工事、機械設備工事、外構工事を除 **** .

- ·延床面積 1,488.96㎡
- 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- 階数 平家建て
- 2 工事場所 宮崎市清武町今泉甲2694番地3
- 3 完成期限 平成30年10月31日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

384, 318, 000円

◇契約の相手方

マスジュウ・大成住宅・昭和特定建設工事共同企業体

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に 関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市営住宅北原団地291棟新築工事のうち建築主体工事

◇工事概要

1 工事内容 共同住宅 1 1 戸及び集会所の新築工事並びに一部屋外付帯設備工事 (ゴミ置場・駐輪場) 一式とする。

ただし、外構工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事を除く。なお、住宅瑕疵担保責任保険料を含む。

- ·延床面積 727.90㎡
- 構造 鉄骨造
- 階数 2階建て
- 2 工事場所 宮崎市恒久2丁目12番地1
- 3 完成期限 平成30年9月28日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

194, 238, 000円

◇契約の相手方

岩切·成松特定建設工事共同企業体

議案第149号・議案第150号 財産の無償譲渡について

◇提案理由

集会所の用途廃止に伴い、建物を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96 条第1項第6号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産

建物 (土地は無償貸与)

◇譲渡の時期

平成30年1月1日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

<議案第149号>

名称	宮崎市立緑ケ丘集会所	
所在地	宮崎市大字赤江字飛江田1485番地1	
構造及び床面積	木造平家建 126.36㎡	
譲渡の相手方	緑ヶ丘自治会	

<議案第150号>

名称	宮崎市立飛江田集会所	
所在地	宮崎市大字赤江字飛江田651番地2	
構造及び床面積	木造平家建 124.21m ²	
譲渡の相手方	赤江工業団地自治会	

土地の売却について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

(1) 土地の所在地 宮崎市大字糸原字井手ノ元1963番28

(倉岡ニュータウン業務用地)

土地の種別 宅地

土地の面積 8,799.52㎡

(2) 売却の方法 随意契約

(3) 売却の価格 110,000,000円

(4) 売却の相手方 有限会社新垣ミート

議案第152号 町の区域及び名称の設定並びに字の区域の変更について 【区画整理課】

◇提案理由

田野都市計画事業南原土地区画整理事業の収束に伴い、新たな町の区域及び名称を設定すると同時に、事業区域に係る字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

田野都市計画事業南原土地区画整理事業の施行区域について、事業実施に伴い従来の字界が原形を留めなくなったため、町界を現況に即したものに整備することとし、新たな町名「南原一丁目」、「南原二丁目」、「南原三丁目」及び「あけぼの一丁目」を設定し、併せて事業区域に係る字の区域の変更を行うもの。

議案第153号から議案第161号まで 指定管理者の指定について(9件)

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2 第6項の規定により、本案を提出するもの。

議案第153号 みやざきアートセンターの指定管理者の指定について

【文化·市民活動課】

既要(施設の名称、指定管	管理者の名称、指定の期間)	
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
みやざきアートセンター	みやざき文化村	平成30年4月1日から
	代表構成員	平成35年3月31日まで
	特定非営利活動法人宮	
	崎文化本舗	
	構成員	
	特定非営利活動法人み	
	やざき子ども文化セン	
	ター	
	施設の名称	施設の名称 指定管理者の名称 みやざきアートセンター みやざき文化村 代表構成員 特定非営利活動法人宮 崎文化本舗 構成員 特定非営利活動法人み やざき子ども文化セン

議案第154号 宮崎市高岡老人福祉館「百寿荘」の指定管理者の指定について

【長寿支援課】

<	◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)			
施設の名称 指定管理者の名称 指定の期間			指定の期間	
	宮崎市高岡老人福祉館 社会福祉法人慶明会 平成30年4月1日から			平成30年4月1日から
	「百寿荘」			平成33年3月31日まで

議案第155号 宮崎市自然休養村センターの指定管理者の指定について 【森林水産課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)			
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間	
宮崎市自然休養村セン	木花・青島活性化プロジェ	平成30年4月1日から	
ター	クトJV	平成35年3月31日まで	
	代表構成員		
	株式会社みやざき社中		
	構成員		
	特定非営利活動法人宮		
崎文化本舗			
	施設の名称	施設の名称 指定管理者の名称	

議案第156号 宮崎市生目の杜運動公園の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇ #	◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)			
	施設の名称 指定管理者の名称 指定の期間			
	宮崎市生目の杜運動	MSG・ミズノグループ	平成30年4月1日から	
	公園 代表構成員		平成35年3月31日まで	
	学校法人宮崎総合学院			
		構成員		
	美津濃株式会社			

議案第157号 宮崎市田野運動公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)			
	施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
	宮崎市田野運動公園	たのたい共同企業体	平成30年4月1日から
	宮崎市田野体育館	代表構成員	平成35年3月31日まで
	宮崎市B&G海洋セ	株式会社ジェイレック宮崎	
	ンター(体育館及び	構成員	
	プール)	株式会社ジェイレック	
		構成員	
		株式会社フォスタ	

議案第158号 宮崎市天ケ城公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市天ケ城公園	宮崎ビルサービス株式会社	平成30年4月1日から
(野球場、体育館及		平成35年3月31日まで
び弓道場に限る。)		
宮崎市橋山運動広場		
宮崎市サンスポーツ		
ランド高岡		
宮崎市穆佐運動広場		
宮崎市穆佐体育館		
宮崎市東高岡体育館		
宮崎市高岡練士館道		
場		
宮崎市高岡トレーニ		
ングセンター		

議案第159号 宮崎市上野町駐車場の指定管理者の指定について 【公園緑地課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市上野町駐車場	株式会社NPK	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

議案第160号 宮崎市城の駅の指定管理者の指定について

【佐土原総合支所 地域総務課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市城の駅	特定非営利活動法人ドンと佐 土原まちおこし隊	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで

議案第161号 宮崎市津倉市民農園の指定管理者の指定について

【佐土原総合支所 農林水産課】

◇概要(施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間)

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市津倉市民農園	津倉地区自治会	平成30年4月1日から 平成35年3月31日まで

議案第162号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

【高岡総合支所 農林水産課】

◇提案理由

交通事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条 第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するもの。

◇主な内容

《事故の概要》 相手方の小型自動車に市の軽自動車が追突し、相手方の人身傷害及び車両破損が生じたもの。

《事故発生日》 平成28年12月7日

《争政元工日》 一次20年12月7日

《損害賠償額》 (1) 人身傷害 金2,696,911円(市が相手方に対して) (市は相手方が公益社団法人全国市有物件災害共済会から既に受 領した災害共済金1,030,411円を控除した額金1,66 6,500円を支払う。)

> (2) 車両損害 金946, 593円(市が相手方に対して) (市の概算払により相手方受領済み。)

《過失の割合》 市100%

《事故の場所》 宮崎市船塚1丁目27番地先道路上

議案第163号から議案第167号まで 条例案(5件)

議案第163号 宮崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定に ついて 【情報政策課】

◇提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

1 電子情報処理組織による申請等(第3条)

市の機関等は、他の条例等の規定により書面等により行うこととしている申請等について、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 電子情報処理組織による処分通知等(第4条)

市の機関等は、他の条例等の規定により書面等により行うこととしている処分通知等について、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 電磁的記録による縦覧等(第5条)

市の機関等は、他の条例等の規定により書面等により行うこととしている縦覧等について、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

4 電磁的記録による作成等(第6条)

市の機関等は、他の条例等の規定により書面等により行うこととしている作成等について、当該条例等の規定にかかわらず、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

5 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表(第7条)

市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、その概要についてインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

6 その他 (附則による改正)

「宮崎市行政手続条例」の一部改正

◇施行期日

平成30年1月1日

議案第164号 宮崎市手数料条例の一部改正について

◇提案理由

介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等の申請に係る手数料の新設を行うため。

◇主な内容

介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定申請及び指定更新申請に係る審査手 数料を設定するもの。

工物业の存む	手数料額	
手数料の名称	指定審査	指定更新審査
第1号事業者指定(更新)申請手数料	1件につき 10,000円	1件につき 5,000円

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第165号 宮崎市保育所条例の一部改正について

【保育幼稚園課】

◇提案理由

浦之名保育所の用途廃止を行うため。

◇主な内容

名称及び設置の場所を規定している第2条の表から「浦之名保育所」の項を削除する。 開所時間を規定している第3条から「浦之名保育所」の文言を削除する。

◇施行期日

平成30年4月1日

議案第166号 宮崎市公設合併処理浄化槽条例の一部改正について 【廃棄物対策課】

◇提案理由

公設合併処理浄化槽を設置する建築物の範囲を変更するため。

◇主な内容

市が公設合併処理浄化槽を設置する建築物について、個人の自己の居住の用に供する 建築物のほかに、自治会等の自治組織が所有又は管理する公民館類似施設を加える。

◇施行期日

公布の日

議案第167号 宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 について 【建築指導課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画倉岡ニュータウン地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の制限を変更するため。

◇主な内容

倉岡ニュータウン地区地区整備計画区域の商業・業務地区を複合利用地区とし、その 地区内における建築物の用途の制限等については、次のとおりとする。

建築してはならない	次の各号に掲げる建築物以外のもの
建築物	(1) 住宅(長屋を除く。次号において同じ。)
连来彻	
	(2) 建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げる兼用住宅
	(3) 建築基準法別表第2(ろ)項第2号に掲げる店舗(建築基
	準法施行令第130条の5の2第1号に掲げる食堂又は喫茶
	店を除く。)
	(4) 前3号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第
	130条の5に定めるもの(自動車車庫等)を除く。)
容積率の最高限度	80 パーセント
建ぺい率の最高限度	50 パーセント
建築物の敷地面積の	のり面を含めて 200 平方メートル(公益上必要な建築物の敷
最低限度	地を除く。)
壁面の位置の制限	道路壁面後退距離及び隣地壁面後退距離は、1メートル
	とする。ただし、道路境界線及び隣地境界線から1メート
	ル未満の距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号の
	いずれかに該当するものの道路壁面後退距離及び隣地壁面
	後退距離は、当該建築物又は建築物の部分の道路壁面後退
	距離及び隣地壁面後退距離の数値とする。
	(1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であ
	るもの
	(2) 別棟で、物置及び車庫の用途に供し、軒の高さが2.3
	メートル以下であるもの
建築物の高さの最高	9メートル(地階を除く階数は2以下とする。)
限度	

◇施行期日

公布の日

4 報告の概要

報告第43号~報告第47号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

<u>(1)和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分(本市施設の管理瑕疵等による</u> 事故)

報告第43号~報告第47号 専決処分の報告について

【報告第43号】

【道路維持課】

《事故の概要》 相手方の軽自動車が歩道の車両乗入れ部の縁石の上を通過したところ、跳ね上がった縁石が車体下部に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年7月11日

《事故の場所》 宮崎市大島町天神前1171番地先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 147,679円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%

【報告第44号】

【道路維持課】

《事故の概要》 借受人の運転する相手方の普通自動車が歩道の車両乗入れ部の縁石の 上を通過したところ、跳ね上がった縁石が車体下部に当たり、相手方の 車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年7月12日

《事故の場所》 宮崎市大島町天神前1171番地先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 36,828円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%

【報告第45号】

【道路維持課】

《事故の概要》 街路樹の枯れ枝が走行中の相手方の軽自動車の上に落下し、相手方の 車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年8月7日

《事故の場所》 宮崎市東大淀2丁目1番32号先道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 54,000円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%

【報告第46号】

【環境業務課】

《事故の概要》 市の主催する一斉清掃の参加者が作業中に草刈機で跳ねた小石が駐車 中の相手方の軽自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年6月4日

《事故の場所》 宮崎市大塚台東1丁目2番地1

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 23.600円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%

【報告第47号】

【佐土原総合支所 建設課】

《事故の概要》 市の職員が作業中に草刈機で跳ねた小石が走行中の相手方の軽自動車 に当たり、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年8月25日

《事故の場所》 宮崎市佐土原町下那珂字土器田12772番2の道路上

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 116,964円(市が相手方に対して)

《過失の割合》 市100%